

吸収分割に係る事前開示書面

ENEOSホールディングス株式会社
ENEOS株式会社

2023年10月2日

東京都千代田区大手町一丁目1番2号
ENEOSホールディングス株式会社
代表取締役社長 齊藤 猛

東京都千代田区大手町一丁目1番2号
ENEOS株式会社
代表取締役社長 齊藤 猛

吸収分割に係る事前開示書面

(分割会社/会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に基づく事前備置書面)
(承継会社/会社法第794条第1項および会社法施行規則第192条に基づく事前備置書面)

ENEOSホールディングス株式会社（以下「分割会社」といいます。）とENEOS株式会社（以下「承継会社」といいます。）とは、分割会社のマルチモビリティシェア事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行う旨の吸収分割契約を、2023年9月27日付で締結いたしました。

本件分割を行うに際して、分割会社が会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に基づき、また、承継会社が会社法第794条第1項および会社法施行規則第192条に基づき、それぞれ事前に開示すべき事項は次のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の定めがないことの相当性等に関する事項

承継会社は、分割会社の完全子会社であることから、本件分割に際して、承継会社から分割会社に対する株式その他の対価の交付を行わないこととしたものであり、相当であると判断しております。

3. 株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

5. 分割会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム (EDINET)」又はENEOSホールディングスの下記 Web サイトをご覧ください。

https://www.hd.eneos.co.jp/ir/stock/meeting/pdf/e_hd_jp_r_gmi_report_fy2023.pdf

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

分割会社の完全子会社である J X 金属株式会社（以下「J X 金属」といいます。）は、2023 年 3 月 28 日付で、Lundin Mining Corporation との間で、チリ国カセロネス銅鉱山の運営を行う J X 金属の完全子会社 SCM Minera Lumina Copper Chile の株式の 51% を売却価額 950 百万 USD で譲渡することを内容とする株式譲渡契約を締結し、2023 年 7 月 13 日付で当該株式の譲渡を実行しました。

6. 承継会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

① 承継会社は、2023 年 1 月 16 日付で、ENEOS リニューアブルエナジー株式会社（以下「ERE」といいます。）との間で、分割会社を存続会社、ERE を消滅会社とし、効力発生日を 2023 年 4 月 1 日とする吸収合併契約を締結いたしました。当該契約に基づき、分割会社は、2023 年 4 月 1 日付で ERE の権利義務の全部を承継いたしました。

② 承継会社は、2023 年 1 月 16 日付で、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社（以下「JRE」といいます。）との間で、分割会社を吸収分割会社、JRE を吸収分割承継会社とし、分割会社と ERE との吸収合併の効力発生を停止条件、効力発生日を 2023 年 4 月 1 日とする吸収分割につき、吸収分割契約を締結いたしました。当該契約に基づき、分割会社は、2023 年 4 月 1 日付で、再生可能エネルギー

一事業の一部にかかる資産、債務・負債、知的財産権および契約（吸収分割契約に定める一定の資産、債務・負債、知的財産権および契約を除きます。）をJREに承継させ、JRE普通株式73,738株を対価として受領しました。

7. 分割会社および承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割効力発生日以後に分割会社が負担すべき債務および承継会社が負担すべき債務（分割会社が本件分割により承継会社に承継させるものに限る、以下同じ）につき、次のとおり履行の見込みがあると判断しております。

- ① 分割会社の2023年3月末日現在の貸借対照表における資産の額は9,954,517百万円、負債の額は6,666,939百万円、純資産の額は3,287,578百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本件分割により、分割会社が承継会社に承継させる資産の額は137百万円、負債の額は21百万円となる見込みであり、本件分割が分割会社に与える影響は軽微です。
- ② 承継会社の2023年3月末日現在の貸借対照表における資産の額は4,520,439百万円、負債の額は3,564,918百万円、純資産の額は955,521百万円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。

また、分割会社が承継会社に承継させる資産および負債の額は上記①のとおりです。以上より、本件分割後における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みです。

以上

別紙1 吸収分割契約書（写）

別紙2 ENEOS株式会社（承継会社）計算書類等



吸 収 分 割 契 約 書

吸収分割会社・ENEOSホールディングス株式会社（本店所在地：東京都千代田区大手町一丁目1番2号。以下「甲」という。）と吸収分割承継会社・ENEOS株式会社（本店所在地：東京都千代田区大手町一丁目1番2号。以下「乙」という。）とは、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（吸収分割）

第1条 甲は、第4条第1項に定める効力発生日において、マルチモビリティシェア事業（以下「本事業」という。）について有する次条に定める権利義務を、吸収分割の方法で乙に承継させる（以下「本分割」という。）。

（承継する権利義務）

第2条 本分割に際し、乙が甲から承継する本事業にかかる権利義務は、別紙に定める甲の資産、負債、契約および債権債務とする

2 本分割に際しての甲から乙への債務の承継は、全て免責的債務引受の方法によるものとする。

（分割に際して交付する対価）

第3条 乙は、本分割に際して、甲に対する株式その他の対価の割当ておよび交付は行わない。

（効力発生日）

第4条 本分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2023年12月1日とする。

2 本分割の手續において必要があると認められるときは、甲および乙は、両者協議の上、効力発生日を変更することができる。

（簡易分割）

第5条 甲は、会社法第784条第2項の規定により、乙は、会社法第796条第1項の規定により、それぞれ株主総会の承認を得ずに本分割を行う。

（競業禁止義務）

第6条 甲は、乙に承継する本事業について、競業禁止義務を負わないものとする。

(会社財産の管理等)

第7条 甲は、本契約締結日から効力発生日まで、善良なる管理者の注意をもって、本事業の業務執行および財産の管理、運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意のうえ、これを行うものとする。

(本契約の変更および解除)

第8条 本契約締結日後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、甲および乙は、双方で協議のうえ、本分割の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

(協議事項)

第9条 本契約に定めのない事項および本契約の各条項につき生じた疑義については、その都度、甲および乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲および乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

2023年9月27日

東京都千代田区大手町一丁目1番2号
ENEOSホールディングス株式会社
代表取締役社長 齊藤 猛



東京都千代田区大手町一丁目1番2号
ENEOS株式会社
代表取締役社長 齊藤 猛



別紙

承継対象権利義務明細

本契約第2条第1項に基づき、甲が乙に承継する権利義務について、以下のとおりとする。

1. 承継する資産

本事業に関して有する一切の資産。

2. 承継する債務・負債

本事業に関して有する一切の債務・負債。

3. 契約

本事業に関して有する一切の契約における契約上の地位およびこれらに基づいて発生した一切の権利義務。

4. 雇用契約等

効力発生日において本事業に主として従事する甲の従業員を含め、一切の雇用契約およびこれらに基づいて発生した権利義務は、甲から乙に承継しない。

以上

Faint, illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page.



第 208 期

計 算 書 類

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

〔 自 2022年4月 1 日
至 2023年3月31日 〕

E N E O S 株 式 会 社

貸 借 対 照 表

(2023年3月31日現在)

第208期

ENEOS株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
資 産 の 部	4,520,439	負 債 の 部	3,564,918
流 動 資 産	(2,543,198)	流 動 負 債	(2,507,706)
現金預金	6,160	買掛金	614,318
売掛金	934,373	短期借入金	1,030,853
商品および製品	529,774	未払金	681,034
原材料および貯蔵品	650,443	未払費用	29,218
前払費用	4,006	リース債務	399
短期貸付金	35,720	預り金	122,225
未収入金	188,281	賞与引当金	9,497
未収法人税等	43,798	債務保証損失引当金	3,182
未収消費税	147,457	資産除去債務	1,659
その他の流動資産	9,831	その他の流動負債	15,316
貸倒引当金	△ 6,649		
固 定 資 産	(1,977,240)	固 定 負 債	(1,057,211)
有 形 固 定 資 産	[1,163,274]	長期借入金	799,744
建築物	84,464	退職給付引当金	159,764
構築物	129,215	修繕引当金	68,076
油槽	25,984	リース債務	3,991
機械装置	147,106	資産除去債務	15,211
車両運搬具	956	その他の固定負債	10,423
工具器具備品	9,468		
土地	738,729	純資産の部	955,521
リース資産	3,562	株 主 資 本	(954,523)
建設仮勘定	23,788	資 本 金	[30,000]
無 形 固 定 資 産	[125,394]	資 本 剰 余 金	[584,205]
借地権	11,945	資本準備金	7,500
特許権および利用権	1,742	その他資本剰余金	576,705
ソフトウェア	81,273	利 益 剰 余 金	[340,317]
リース資産	0	利益準備金	28,026
のれん	30,398	その他利益剰余金	312,291
その他の無形固定資産	33	固定資産圧縮積立金	33,510
投資その他の資産	[688,571]	繰越利益剰余金	278,780
投資有価証券	12,794		
関係会社株式	505,846	評 価 ・ 換 算 差 額 等	(997)
関係会社社債	21,131	その他有価証券評価差額金	[79]
その他の関係会社有価証券	47,928	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	[918]
関係会社出資金	42,362		
長期貸付金	4,895		
繰延税金資産	14,320		
差入保証金	15,737		
長期前払費用	13,117		
その他の投資	11,760		
貸倒引当金	△ 1,321		
資 産 合 計	4,520,439	負債および純資産合計	4,520,439

損 益 計 算 書

〔 2022年4月 1 日
2023年3月31日 〕

第208期

ENEOS株式会社

	百万円	百万円
売 上 高		10,578,065
売 上 原 価		10,169,572
売 上 総 利 益		408,493
販売費および一般管理費		490,983
営 業 損 失		82,489
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	688	
受 取 配 当 金	30,141	
資 産 賃 貸 収 入	12,361	
為 替 差 益	2,778	
雑 収 入	23,233	69,203
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,553	
雑 損 失	4,612	15,165
経 常 損 失		28,451
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	64,364	
そ の 他 の 特 別 利 益	2,453	66,818
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1,617	
固 定 資 産 除 却 損	5,289	
減 損 損 失	10,518	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	23,953	
そ の 他 の 特 別 損 失	9,789	51,168
税 引 前 当 期 純 損 失		12,802
法人税、住民税および事業税		△ 29,122
法 人 税 等 調 整 額		452
当 期 純 利 益		15,868

株主資本等変動計算書

第208期（自2022年4月1日至2023年3月31日）

ENEOS株式会社

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	30,000	7,500	576,856	584,356	28,026	33,981	443,541	505,549	1,119,906
当期変動額									
剰余金の配当				-			△ 181,100	△ 181,100	△ 181,100
当期純利益				-			15,868	15,868	15,868
固定資産圧縮積立金の取崩				-		△ 470	470	-	-
企業結合・会社分割による増減			△ 150	△ 150				-	△ 150
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	△ 150	△ 150	-	△ 470	△ 164,761	△ 165,231	△ 165,382
当期末残高	30,000	7,500	576,705	584,205	28,026	33,510	278,780	340,317	954,523

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
	百万円	百万円	百万円	百万円
当期首残高	220	△ 3,857	△ 3,636	1,116,269
当期変動額				
剰余金の配当			-	△ 181,100
当期純利益			-	15,868
固定資産圧縮積立金の取崩			-	-
企業結合・会社分割による増減			-	△ 150
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 141	4,776	4,634	4,634
当期変動額合計	△ 141	4,776	4,634	△ 160,748
当期末残高	79	918	997	955,521

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

①有価証券の評価基準および評価方法

ア. 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

イ. その他有価証券

(ア) 市場価格のない株式等以外のもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

(イ) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務の評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

③たな卸資産の評価基準および評価方法

商品、製品および原材料については総平均法、貯蔵品については移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。なお、各勘定に含まれる未着商品、未着原材料については、個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

(リース資産を除く)	建物	15~50年
	構築物	7~50年
	油槽	10~15年
	機械装置	4~17年

②無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④のれん 15年間の均等償却によっております。

⑤長期前払費用 均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年または12年)による定額法により費用処理しております。また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年または12年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理しております。

④修繕引当金 将来の修繕費用の支出に備えるため、消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修理費用および製油所の機械装置に係る定期点検費用等を期間配分し、当事業年度に対応する額を計上しております。

⑤債務保証損失引当金 保証履行の可能性が高い保証債務等に係る支出に備えるため、求償権の行使による回収可能性を検討し、損失見込額を計上しております。

(4) 収益および費用の計上基準

当会社は利息および配当等を除き、次の5ステップを適用することにより収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務が充足されたときに（又は充足するにつれて）収益を認識する

当会社は、石油製品、石油化学品、原油等の販売を行っています。

これらの販売は、主として製品の支配が顧客に移転したとき、すなわち製品を顧客へ引き渡した時点で、製品の法的所有権、物的占有権、製品の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が移転し、顧客から製品の対価を受ける権利を得るため、その時点で収益を認識します。収益は顧客との契約による取引価格に基づき認識し、付加価値税、返品、リベートおよび割引額を差し引いた純額で表示しています。付加価値税および軽油引取税のように、販売時点において課税され、代理人として回収していると考えられる税額は、売上高に含めず純額で表示します。一方、揮発油税のように、販売以前の過程において課税され、売上金額に含まれている税額は売上高に含めます。対価に変動可能性のある取引については、考え得る対価の金額の範囲における単一の最も可能性の高い金額を用いて、将来において重大な戻し入れが生じない範囲で収益を認識しています。

なお、当事業年度では、ガソリンなどの卸価格の上昇を抑え、小売価格の急騰を抑えるための「コロナ下における燃料油価格激変緩和補助金」等を受領し、売上高に含めて計上しています。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

②グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

2. 重要な会計上の見積り

当会社の計算書類には、経営者の見積りを含みます。この見積りは過去の実績および当事業年度の末日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の見積りに基づきますが、結果は、見積りとは異なる可能性があります。なお、翌事業年度以降の新型コロナウイルス感染症の影響は、行動制限の解除等による経済の正常化に伴い、当事業年度と比較して、軽減されると仮定しています。

当会社の計算書類に重要な影響を与える可能性のある、主な見積りは以下のとおりであります。

(1) 関係会社株式

市場価格のない株式等である非上場株式への投資については、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときに、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、投資について評価損を計上しております。実質価額は通常、1株当たりの純資産額に所有株式数を乗じた金額として算定しておりますが、投資先の超過収益力を反映して1株当たり純資産額に比べて相当程度高い価額で取得し超過収益力が当事業年度の末日までに毀損していないと認められる非上場株式は、超過収益力を反映して株式の実質価額を算定しております。当該投資先の超過収益力等を含む実質価額が著しく下落した場合には翌事業年度において評価損を計上する必要があります。

(2) 繰延税金資産

繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除および繰越欠損金を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で金額を算定します。将来の課税所得の生じる時期および金額は、販売数量、販売価格、原油価格、外国為替相場等の仮定を含めた、経営者が承認した事業計画に基づいて見積ります。

これにより、当事業年度末、繰延税金資産として計上した金額は141,390百万円(総額)です。

課税所得が生じる時期および金額は、将来の不確実な経済状況の変化によって影響を受けることから、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合は、それに伴い利用可能な繰延税金資産の金額も変動し、その結果、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

①担保提供資産

ア. 有形固定資産	495,098 百万円
イ. その他の関係会社有価証券	4,127 百万円
ウ. 長期貸付金	2,083 百万円

②上記に対応する債務

未払金	185,849 百万円
-----	-------------

(注) 担保提供資産に対応する債務は、②以外に大阪国際石油精製株式会社の未払揮発油税 (6,306 百万円) などがあります。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,307,039 百万円

(3) 保証債務等

①関係会社ほかの借入金に対する債務保証額	124,591 百万円
②従業員の借入金 (財形住宅融資金) に対する債務保証額	400 百万円
③保証予約	222,438 百万円

(4) 国庫補助金等による圧縮記帳額

①建物	7,999 百万円
②構築物	9,376 百万円
③油槽	924 百万円
④機械装置	6,472 百万円
⑤車両運搬具	109 百万円
⑥工具器具備品	232 百万円
⑦土地	15,060 百万円
⑧ソフトウェア	12 百万円
⑨その他	293 百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

①金銭債権

ア. 短期金銭債権	242,793 百万円
イ. 長期金銭債権	8,777 百万円

②金銭債務

ア. 短期金銭債務	124,926 百万円
イ. 長期金銭債務	540 百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引

①売上高	1,770,031 百万円
②仕入高	747,494 百万円
③販売費および一般管理費	126,064 百万円

(2) 営業取引以外の取引 45,874 百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	1,876,308,343 株
------	-----------------

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2022年6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

ア. 配当金の総額	181,100 百万円
イ. 配当の原資	利益剰余金

6. グループ通算制度を適用する場合の会計処理および開示に関する取扱い

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税および地方法人税ならびに税効果会計の会計処理および開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
固定資産減価償却超過額および減損損失	54,721 百万円
退職給付引当金	48,919 百万円
投資有価証券・関係会社株式評価減	42,953 百万円
修繕引当金	20,845 百万円
繰越欠損金	103,237 百万円
パーチェス法適用に伴う時価評価差額等	12,000 百万円
その他	44,013 百万円
繰延税金資産小計	326,690 百万円
評価性引当額	△ 185,300 百万円
繰延税金資産合計	141,390 百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 14,789 百万円
パーチェス法適用に伴う時価評価差額等	△ 75,215 百万円
その他	△ 37,065 百万円
繰延税金負債合計	△ 127,070 百万円
繰延税金資産の純額	14,320 百万円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資計画に照らして、主としてENEOSファイナンス株式会社からの借入により資金を調達しております。一時的な余資は借入金の返済に充当しております。

売掛金にかかる顧客の信用リスクは、信用取引規程に沿ってリスク低減を図っております。

借入金の使途は運転資金（短期）および設備投資資金（長期）であります。

デリバティブは商品価格、為替、金利等の変動リスクを回避するために実需の範囲内で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
① 売掛金	934,373	934,373	-
② 短期貸付金	35,720	35,720	-
③ 投資有価証券	500	500	-
④ 関係会社社債	21,131	21,131	-
⑤ 買掛金	(614,318)	(614,318)	-
⑥ 短期借入金 (*2)	(921,006)	(921,006)	-

⑦ 未払金	(681,034)	(681,034)	-
⑧ 長期借入金 (*2)	(909,591)	(917,058)	7,467
⑨ デリバティブ取引 (*3)	943	943	-

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 1年内返済の長期借入金は、「長期借入金」に含めて表示しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびにデリバティブ取引に関する事項

①売掛金および②短期貸付金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

④関係会社債

時価については、新規に同様の引受を行った場合に元利合計額を想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑤買掛金、⑥短期借入金、および⑦未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑧長期借入金

時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑨デリバティブ取引

時価については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいて算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

	区分	貸借対照表計上額
投資有価証券	非上場株式等	10,448
関係会社株式	非上場株式	505,846
その他の関係会社有価証券	合同会社出資等	35,977
関係会社出資金	出資金	42,362

なお、企業会計基準適用指針第31号 時価の算定に関する会計基準の適用指針24-16の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第4項(1)に定める事項を注記していません。

本項の取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額は以下の通りです。

投資有価証券 1,845 百万円、その他の関係会社有価証券 11,950 百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	ENEOSホールディングス㈱	被所有 直接 100%	経営管理の委託 役員の兼任	債務被保証(*1)	百万円 328,921	—	百万円 —

子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	大阪国際石油精製㈱	所有 直接 51%	当会社たな卸資産の販売 たな卸資産の購入 事業資金の貸付 役員の兼任	資金の貸付(*2) 利息の受取(*2)	百万円 253,618 268	短期貸付金(*3) —	百万円 35,149 —

兄弟会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	ENEOSファイナンス㈱	無	事業資金の借入	資金の借入(*4) 資金の借入(*5) 利息の支払(*5)	百万円 111,968 254,150 5,046	短期借入金 長期借入金 —	百万円 400,436 883,200 —
親会社の 子会社	JX NIPPON FINANCE NETHERLANDS B.V.	無	事業資金の借入	資金の借入(*6) 利息の支払(*6) 資金の回収(*6)	192,539 4,973 42,522	短期借入金 — 短期貸付金	192,539 — —

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件および取引条件の決定方針等

(*1) 当会社の原油購入代等について取引保証等を受けているものであり、保証料は支払っておりません。

(*2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*3) 大阪国際石油精製株式会社への短期貸付金に対し、6,965百万円の貸倒引当金を計上していましたが、当事業年度において6,965百万円の貸倒引当金を戻入しております。

(*4) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。当会社はENEOSファイナンス株式会社より運転資金の借入を行う一方、余裕資金が発生した場合は日々これを借入金の返済に充当しております。よって、取引金額については借入と返済をネット表示しております。

(*5) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*6) 資金の借入および貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。当会社は JX NIPPON FINANCE NETHERLANDS B.V. へ、四半期ごとに運転資金の余裕が発生した場合は借入金の返済または運転資金の貸付を行う一方、資金の不足が発生した場合は借入の実行または貸付金の返済を受けております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 509円26銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 8円46銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

(1) ENEOSリニューアブルエナジー株式会社との吸収合併

当社は、2023年1月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、ENEOSリニューアブルエナジー株式会社を吸収合併いたしました。

①合併の目的

ENEOSリニューアブルエナジー社は、FIT制度適用下での発電事業者として設立されましたが、2023年4月以降はジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が発電事業者となることで、同社の存続が不要となるため、吸収合併するものです。

②合併期日 2023年4月1日

③合併方式

当会社を存続会社、ENEOSリニューアブルエナジー社を消滅会社とする吸収合併を行いました。本吸収合併は、会社法第319条第1項の定めに基づき、当会社株主であるENEOSホールディングス株式会社の同意を得た上で、株主総会の開催を省略しております。

④合併に係る割り当て内容

株式その他の金銭等の交付はありません。

⑤会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日) および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引の会計処理を適用することとなります。

(2) ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社との吸収分割

当社は、2023年1月16日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当会社を吸収分割会社とし、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行いました。

①吸収分割の目的

当社が有する国内の再生可能エネルギー事業のうち、太陽光・陸上風力・洋上風力発電事業および、それらに関連する事業をジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に移管し、両社の事業を統合するものです。

②分割期日 2023年4月1日

③吸収分割の方式

当社を分割会社とし、ジャパン・リニューアブル・エナジー社を分割承継会社とする吸収分割を行いました。本吸収分割は、会社法第319条第1項の定めに基づき、当会社株主であるENEOSホールディングス株式会社の同意を得た上で、株主総会の開催を省略しております。

④吸収分割に係る割り当ての内容

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社から分割対価相当のジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社普通株式73,738株の交付を受けます。

⑤会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日) および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、分社型吸収分割の会計処理を適用することとなります。

第 208 期

計 算 書 類 附 属 明 細 書

〔 自 2022年4月 1 日
至 2023年3月 31 日 〕

E N E O S 株 式 会 社

目 次

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細	1	頁
2. 引当金の明細	2	頁
3. 販売費および一般管理費の明細	3	頁

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 「0」は、金額が百万円未満であることを示しております。
3. 「」は、該当金額がないことを示しております。
4. 「△」は、減少を示しております。

1. 有形固定資産および無形固定資産の明細

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却 累計額又は 償却累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額
有形 固定 資産	建物	百万円 340,620	百万円 13,332	百万円 20,562 *2 (4,657)	百万円 333,390	百万円 248,926	百万円 8,447	百万円 84,464
	構築物	684,624	8,899	*2 28,320 (1,131)	665,202	535,987	12,610	129,215
	油槽	311,270	1,427	*2 22,462 (674)	290,235	264,250	3,976	25,984
	機械装置	2,385,116	28,386	*2 87,611 (2,689)	2,325,891	2,178,784	39,286	147,106
	車両運搬具	8,445	304	*2 512 (1)	8,236	7,280	527	956
	工具器具備品	77,527	4,222	*2 6,328 (330)	75,421	65,953	3,071	9,468
	土地	750,160	1,487	12,919 (1,018)	738,729			738,729
	リース資産	8,995	960	536	9,419	5,856	611	3,562
	建設仮勘定	13,537	*1 66,798	56,546	23,788			23,788
	計	4,580,297	125,819	235,802 (10,502)	4,470,314	3,307,039	68,530	1,163,274
無形 固定 資産	借地権	11,947	99	101 (4)	11,945			11,945
	特許権 および利用権	138,892	824	*2 338 0	139,378	137,635	343	1,742
	ソフトウェア	235,743	24,045	*2 11,343 (9)	248,446	167,172	19,765	81,273
	リース資産	48		9	39	38	7	0
	のれん	50,937			50,937	20,539	3,286	30,398
	その他の 無形固定資産	36		2	33			33
	計	437,605	24,969	11,795 (15)	450,780	325,385	23,403	125,394

(注) 1 「当期減少額」欄の () 内は、内書で減損損失の計上額であります。

(注) 2 主な増減内容は次のとおりであります。

*1 室蘭事業所・根岸製油所での大型蓄電池設備の新設に伴う増加 5,005 百万円を含んでおります。

*2 知多事業所の売却に伴う減少(建物：3,446 百万円、構築物：18,206 百万円、油槽：19,036 百万円、機械装置：57,879 百万円、

車両運搬具：153 百万円、工具器具備品：1,365 百万円、特許権および利用権：160 百万円、ソフトウェア：0 百万円)を含んでおります。

2. 引当金の明細

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
貸倒引当金	11,910	10,169	14,108	7,971
賞与引当金	12,693	9,497	12,693	9,497
退職給付引当金	173,922	3,516	17,675	159,764
修繕引当金	70,977	20,385	23,286	68,076
債務保証損失引当金	6,065		2,883	3,182

3. 販売費および一般管理費の明細

科 目	金 額	摘 要
	百万円	
運 賃	113,402	
作 業 費	59,163	
販 売 諸 掛	82,876	
給 料 手 当	24,509	
法 定 福 利 費	6,032	
福 利 厚 生 費	1,468	
退 職 給 付 費 用	4,924	
賞 与	11,099	
旅 費 交 通 費 ・ 通 信 費	3,336	
修 繕 費	18,158	
賃 借 料	28,460	
租 税 公 課	7,879	
消 耗 品 費	633	
事 業 税	2,956	
減 価 償 却 費	41,373	
研 究 開 発 費	11,863	
そ の 他 経 費	72,844	
計	490,983	

第 208 期

事 業 報 告

〔 自 2022 年 4 月 1 日
至 2023 年 3 月 31 日 〕

ENEOS 株式会社

事業報告

（ 自 2022年4月1日
至 2023年3月31日 ）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

ア. 当社グループを取り巻く環境

当期における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が緩和したものの、世界的な金融引締め、物価上昇等により、持直しの動きに弱さが見られました。

ドバイ原油の価格は期初は1バーレルあたり102ドルでしたが、欧州連合によるロシア産原油の輸入禁止措置の導入等による供給不足感から119ドルまで上昇しました。しかしながら、世界的な金融引締め等から下落に転じ、一時は72ドルとなりました。

こうした中、国内の石油製品需要は、新型コロナウイルス感染の影響は緩和傾向にあるものの、電気自動車、低燃費車の普及などの構造的な要因によって、前期を下回ることとなりました。

イ. 事業の概況

当社は、国内最大の燃料油販売シェアを有する石油精製販売事業に加え、電気、天然ガスの販売等、幅広く事業を展開しています。成長事業としては、再生可能エネルギー、水素等の供給に注力し、素材事業や環境対応型事業にも取り組んでいます。

(ア) 再生可能エネルギー事業について

再生可能エネルギー事業については、日本を代表する事業者への飛躍を目指してい

ます。当期においては、国内外で電源の新規開発・獲得に引き続き注力しました。具体的には、長崎県五島市沖で浮体式洋上風力発電所の風車組立作業を推進するとともに、兵庫県赤穂郡では播州メガソーラー発電所（発電容量約 77MW）、米国テキサス州ではC u t l a s s ソーラー（発電容量約 140MW）の運転を開始させました。

このほか、当社グループの再生可能エネルギー事業にかかる経営資源を結集し、効率的な開発・運営体制を構築すべく、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に一部事業を移管しました。

（イ） サービスステーション（SS）ネットワークの強化

国内最大のSSネットワークを一層強固な事業基盤とすべく、お客様の利便性や満足度を高めるために様々なサービスを展開しました。具体的には、QRコードを使った決済やクーポン利用、給油履歴の確認等ができる新ツール「ENEOS SSアプリ」の展開に加え、「Tポイント」、「楽天ポイント」および「dポイント」が利用可能となるマルチポイントサービスを開始しました。

※ 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

（ウ） EV充電サービスの展開

電気自動車（EV）の普及を見据え、日本電気株式会社との充電ネットワーク拡充の協業の一環として、普通充電器約 6,100 基の運営権を承継しました。また、経路充電ネットワークの拡充に向け、新たにEV経路充電サービス「ENEOS Charge Plus」を開始しました。

ウ. 当期における取組みのハイライト

2022年4月	(株)ENEOS マテリアルでのエラストマー事業が始動
	フランスのTotalEnergies社と持続可能な航空燃料(SAF)の製造に関する事業化調査を開始
2022年6月	日本電気(株)から取得したEV充電サービス事業の運営を開始

	アラブ首長国連邦—日本間のクリーン水素サプライチェーン（S C）構築に向けた協業検討を開始
	(株)イクシスとロボティクスを活用したプラント等の保守点検サービス事業に関する協業検討を開始
2022年8月	清水製油所跡地を中心とする次世代型エネルギー供給拠点・ネットワークの構築を決定
2022年10月	浮体式洋上風力発電所の実現に向け、長崎県五島市沖にて海上風車組立作業を開始
	北海道大規模グリーン水素S C構築調査・羽田空港および周辺地域における水素利用調査がN E D O事業に採択
2022年11月	E V経路充電サービス「E N E O S C h a r g e P l u s」のサービス提供を開始
	和歌山製油所にてS A Fの製造に関する事業化調査の開始を決定
2023年1月	三菱商事(株)とS Sを拠点とした配送効率化事業の合弁会社の設立に合意
	播州メガソーラー発電所（発電容量約77MW）」が商業運転を開始
	米国テキサス州の大型太陽光「C u t l a s sソーラー（発電容量約140MW）」が商業運転を開始
	電源開発(株)と国内C C S事業調査に向けた合弁会社の設立を決定
	豪州にて低コスト型有機ハイドライド電解合成法「D i r e c t t M C H®」実証プラントの運営を開始
2023年3月	川崎製油所にて自動航行ドローンを活用した配管点検データ取得技術の導入を開始
	グリーンイノベーション基金事業における液化水素S Cの商用化実証場所を決定

エ. 業績（当社単体）

項目	当期（第208期）	前期（第207期）	前期との差異
売上高	10兆5,781億円	7兆7,411億円	2兆8,370億円
営業利益	△825億円	3,815億円	△4,640億円
経常利益 〔在庫影響を除いた経常利益〕	△285億円 〔△607億円〕	4,709億円 〔1,174億円〕	△4,994億円 〔△1,781億円〕

（2）対処すべき課題

ア. 今後の事業環境

足下の事業環境は、エネルギーセキュリティの揺らぎ、カーボンニュートラルに向けた社会的コンセンサスの形成、デジタル・トランスフォーメーションのさらなる進展など、第2次中期経営計画策定時から変化しています。大きな方向性には変わりはないものの、変化のスピードは加速しており、脱炭素・循環型社会の実現に向けて、エネルギートランジションに挑戦することが強く求められています。このような課題認識のもと、当社グループは、次のとおり「ENEOSグループ長期ビジョン」（長期ビジョン）を掲げています。

ENEOSグループ長期ビジョン：「ENEOSグループは、『エネルギー・素材の安定供給』と『カーボンニュートラル社会の実現』との両立に向け挑戦します。」

今後の事業環境を展望すると、科学的検証、国際動向等からは、社会がカーボンニュートラルへ進むことが確実と考えられる一方、カーボンニュートラルエネルギーの主役や必要な技術ブレイクスルーの時期は依然として不透明であり、また、このような状況であってもS+3E*を満たしつつカーボンニュートラル社会へスムーズに転換する必要があります。この中で、当社グループは、日本のエネルギートランジションをリードし、カーボンニュートラル社会においても国内の一次エネルギーの2割を供給（SAF・水素・合成燃料で最大シェア）するメインプレイヤーでありたいと考えています。

* 安全性(S a f e t y)、安定供給(E n e r g y s e c u r i t y)、経済性(E c o n o m i c e f f i c i e n c y)、環境(E n v i r o n m e n t)

イ. 当社事業に対する諸施策

当社グループは、カーボンニュートラル社会の主力となる次世代エネルギーに様々な強みがあり、第2次中期経営計画期間中に着々と布石を打ってきました。また、デジタル社会の中心素材となる製品群や高度なリサイクル技術に加え、シェアリングエコノミーの進展を支えるインフラ/ビジネスネットワークも保有しています。すなわち、当社グループには、様々なシナリオに対応する高いレジリエンスに加え、2030年以降の大きな収益ポテンシャル（成長機会）があると言えます。

2040年度に向けて、当社グループは、化石中心のポートフォリオを脱炭素分野へシフトしながら、エネルギートランジションを進化させていきます。

さらに、当社グループは、長期ビジョンと今後の事業環境の認識を踏まえ、第3次中期経営計画を策定しました。

この中で、まず、各事業の競争力強化と事業特性に応じた自律型経営実現のため、当社から機能材事業、電気事業および再生可能エネルギー事業を分社化(2024年4月予定)します。

また、エネルギートランジション成否の鍵は第3次中期経営計画および第4次中期経営計画の期間における周到な準備と展開であり、これらによって戦略的優位性を確立・拡大していきます。第3次中期経営計画においては、次の基本方針のもと、諸施策を実行していきます。

第3次中期経営計画 基本方針
1. 確かな収益の礎の確立 「自律」をキーワードとしたビジネスプロセス改革等により稼ぐ力を強化します。
2. エネルギートランジション実現に向けた取り組みの加速

再エネ事業の育成やS A F・水素等への取り組みをスピード感を持って推進します。

3. 経営基盤の強化

R O I Cを指標としたポートフォリオ経営、グループ運営体制変更、人材戦略およびD X推進の原動力強化を行います。

(3) 当社の油種別販売数量

油 種	前期 (2021 年度) 万K L. 万T	当期 (2022 年度) 万K L. 万T	前期比 万K L. 万T
揮 発 油	2,216	2,237	21
(ハイオク)	(218)	(209)	△9
(レギュラー)	(1,989)	(2,019)	30
ナ フ サ	366	406	40
ジ ェ ッ ト	111	149	38
灯 油	535	544	9
軽 油	1,351	1,370	19
A 重 油	458	481	23
C 重 油	372	415	43
(電力C重油)	(156)	(197)	41
(一般C重油)	(216)	(218)	2
内需燃料油計	5,408	5,602	194
原 油	0	0	0
潤滑油・特品	241	247	6
化 学 品	729	688	△41
輸出燃料油	1,427	1,668	241
L P G	54	54	0
石 炭	160	0	△160

ジョイント等除き計	8,020	8,259	239
ジョイント等	2,307	2,003	△304
総 合 計	10,327	10,262	△65

(注) 輸出燃料油の数量には、大阪国際石油精製株式会社による輸出燃料油の数量を含みます。

(4) 資金調達状況

当期末における当社の借入金総額は1兆8,306億円であり、当期中の資金調達のうち重要なもの（長期借入）は以下のとおりです。

借入先の名称	借入額 (百万円)	借入期間
E N E O S ファイナンス株式会社	360,000	8年

(5) 設備投資状況

当期における当社の設備投資の総額は、813億円であり、その主な内容は、SSの新設・改造、室蘭事業所および根岸製油所での大型蓄電池設備の新設ならびにERPの構築・機能改善に関するものです。

(6) 吸収分割および吸収合併の状況

ア. 当社は、2022年4月1日を効力発生日として、ENEOSテクノマテリアル株式会社を吸収分割承継会社、当社を吸収分割会社とする吸収分割を行い、当社のニュートリション事業にかかる権利義務を承継させました。

イ. 当社は、2023年4月1日を効力発生日として、当社を存続会社、ENEOSリニューアブルエナジー株式会社を消滅会社とする吸収合併を行い、同社の全ての権利義務を承継しました。

ウ. 当社は、2023年4月1日を効力発生日として、当社を吸収分割会社、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行い、当社の再生可能エネルギー事業に関する発電所のうち、国内の一部発電所に関する権利義務および許認可を承継させました。

(7) 他の会社の株式の取得または処分の状況

当社は、2022年4月1日付で、J S R株式会社から、エラストマーの製造および販売を行う子会社の全株式を取得し、同子会社の社名をE N E O Sマテリアル株式会社に変更しました。

(8) 当社の財産および損益の状況

会計年度 区 分	第 205 期 (2019 年度)	第 206 期 (2020 年度)	第 207 期 (2021 年度)	第 208 期 (2022 年度)
売 上 高 (百万円)	8,890,223	6,182,723	7,741,106	10,578,066
経常損益 (百万円)	△201,884	132,813	470,881	△28,452
当期純損益 (百万円)	△202,081	68,652	362,105	15,868
1株当たり当期純損益	△107円70銭	36円59銭	192円99銭	8円46銭
総 資 産 (百万円)	3,368,040	3,525,122	4,383,360	4,520,440
純 資 産 (百万円)	760,868	826,547	1,116,269	955,521

(9) 重要な親会社および子会社 (2023年3月31日現在)

ア. 重要な親会社

会 社 名	本社所在地	資本金 (百万円)	当社への 議決権比率 (%)	主要な事業内容

ENEOSホールディングス株式会社	東京都千代田区	100,000	100.0	エネルギー事業、石油・天然ガス開発事業、金属事業を行う子会社およびグループ会社の経営管理ならびにこれに付帯する業務
-------------------	---------	---------	-------	---

(注) 当社は、原油購入代等にかかる債務について、ENEOSホールディングス株式会社から支払保証を受けておりますが、同社は当社の100%親会社であり、保証料の支払いも発生しておらず、利益相反はありません。

イ. 重要な子会社

会社名	本社所在地	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
鹿島石油株式会社	東京都千代田区	20,000	72.2	石油製品の製造
鹿島アロマティックス株式会社	東京都千代田区	100	80.0	石油製品の製造および販売
東燃化学合同会社	東京都千代田区	1,000	100.0	不動産の管理
株式会社ENEOS NUC	川崎市	2,000	100.0	石油化学製品の製造および販売
ENEOSオーシャン株式会社	横浜市	4,000	81.1	原油および石油製品の海上輸送
日本グローバルタンカー株式会社	東京都千代田区	50	100.0	原油および石油製品の海上輸送
ENEOS喜入基地株式会社	鹿児島市	6,000	100.0	石油類の貯蔵および受払
沖縄石油基地株式会社	沖縄県うるま市	495	65.0	石油類の貯蔵および受払
日本海石油株式会社	富山市	400	100.0	石油類の貯蔵および受払
株式会社ENEOSフロンティア	東京都中央区	100	100.0	石油製品の販売

ENEOS KOREA CORPORATION	韓 国	(千ウォン) 950,000	100.0	石油化学製品の製造および販売
Nippon Chemical Texas Inc.	米 国	(千米ドル) 5	100.0	ENB、感圧紙溶剤、絶縁油等の製造・販売
ENEOS Vietnam Company Limited	ベトナム	(百万ドン) 4,093,875	100.0	現地会社への投資
ENEOS Americas Inc.	米 国	(千ユーロ) 38,000	100.0	石油製品の販売
ANCI, Inc.	米 国	(千米ドル) 12	100.0	不織布の製造および販売
ENEOS USA Inc.	米 国	(千米ドル) 3,000	100.0	潤滑油の製造および販売
ENEOS Oil & Energy Asia Pte. Ltd.	シンガポール	(千米ドル) 142	100.0	石油製品の売買
ENEOS Europe Limited	英 国	(千ユーロ) 4,958	100.0	原油および石油製品の売買
引能仕（広州）潤滑油有限公司	中 国	(千人民元) 290,589	93.2	潤滑油の製造および販売
引能仕（上海）能源貿易有限公司	中 国	(千人民元) 14,068	100.0	潤滑油の販売

(注) 各社に対する議決権の比率については、ENEOSグループ全体が有する議決権を含めて計算しております。

(10) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社は、石油製品（ガソリン、灯油、潤滑油等）の精製・販売、ガス・石炭の輸入・販売、石油化学製品等の製造・販売および電気・水素の供給ならびにこれらに付帯する事業を営んでおります。

(11) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

事業所区分	本社所在地または事業所名およびその所在地
本 社	東京都千代田区大手町一丁目1番2号
研 究 所	中央技術研究所（横浜市）
製 油 所 ・ 製 造 所	仙台製油所（仙台市） 鹿島製油所（神栖市） 千葉製油所（市原市） 川崎製油所（川崎市） 根岸製油所（横浜市） 堺製油所（堺市） 水島製油所（倉敷市） 和歌山製油所（有田市） 大分製油所（大分市） 麻里布製油所（山口県玖珂郡和木町） 横浜製造所（横浜市）
支 店	北海道支店（札幌市） 東北支店（仙台市） 関東第1支店（東京都千代田区） 関東第2支店（東京都千代田区） 関東第3支店（東京都千代田区） 東京支店（東京都中央区） 中部支店（名古屋市） 大阪第1支店（大阪市） 大阪第2支店（大阪市） 中国支店（広島市） 九州支店（福岡市） 沖縄支店（那覇市）
事 務 所	アブダビ事務所（アラブ首長国連邦） クアラルンプール事務所（マレーシア） バンコク事務所（タイ）

- (注) 1. 上記には、当社の重要な子会社である鹿島石油株式会社および大阪国際石油精製株式会社の製油所を含めております。
2. 当社は、2022年9月30日限りで、知多製造所を廃止しました。
3. 当社は、2023年3月31日限りで、関東第3支店および大阪第2支店を廃止しました。
4. 当社は、2023年4月1日付けで、大阪第1支店を関西支店へ名称変更しました。

(12) 従業員の状況（2023年3月31日現在）

従 業 員 数
8,108 名 (61 名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から外部への出向者を除き、外部から当社への出向者を含む。）です。
2. 従業員数はENEOSホールディングス株式会社とENEOS株式会社との合同部に所属する従業員数を含みます。
3. 従業員数の（ ）内は、臨時従業員数です（外数、年間平均雇用人数）。

(13) 主要な借入先および借入額（2023年3月31日現在）

借 入 先 の 名 称	借入額残高 (百万円)
ENEOSファイナンス株式会社	1283,636
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	183,421
JX Nippon Finance Netherlands B.V.	192,538

2. 当社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 5,000,000,000 株
- (2) 発行済株式総数 1,876,308,343 株
- (3) 株 主 数 1 名
- (4) 株 主

株 主 名	当該株主の当社に対する議決権比率 (%)
ENEOSホールディングス株式会社	100.0

3. 当社の役員に関する事項

取締役および監査役の氏名、地位、担当等（2023年3月31日現在）

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
齊 藤 猛	代表取締役社長	E N E O S ホールディングス株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
谷 田 部 靖	代 表 取 締 役 副社長執行役員	社長補佐（秘書部・監査部・内部統制部・経営企画部・カーボンニュートラル戦略部・経理部・財務部・インベスター・リレーションズ部・人事部・広報部・総務部・法務部・ビジネスプロセス改革部・海外事業企画部） 秘書部 管掌 E N E O S ホールディングス株式会社 代表取締役 副社長執行役員 社長補佐（秘書部・監査部・内部統制部・経営企画部・カーボンニュートラル戦略部・経理部・財務部・インベスター・リレーションズ部・人事部・広報部・総務部・法務部） 秘書部 管掌
宮 田 知 秀	代 表 取 締 役 副社長執行役員	社長補佐（製造部・工務部・技術計画部・水素事業推進部・水素事業技術部・F C サポート室・潤滑油カンパニー・中央技術研究所・製油所・製造所） 水素事業推進部・水素事業技術部 管掌 E N E O S ホールディングス株式会社 代表取締役 副社長執行役員 社長補佐
椎 名 秀 樹	取 締 役 副社長執行役員 C D O	社長補佐（I T 戦略部・危機管理部・調達戦略部・環境安全部・品質保証部・未来事業推進部・供給計画部・需給部・原油外航部・物流管理部・基礎化学品企画部・基礎化学品販売部・機能材カンパニー） I T 戦略部・未来事業推進部 管掌 E N E O S ホールディングス株式会社 取締役 副社長執行役員 C D O

井上啓太郎	取締役 副社長執行役員	社長補佐（IT戦略部・危機管理部・調達戦略部・環境安全部・品質保証部・未来事業推進部） IT戦略部・未来事業推進部 管掌 社長補佐（販売企画部・リテールサポート部・広域販売部・産業エネルギー部・新規事業デザイン部・EV事業推進部・リソース&パワーカンパニー・支店） EV事業推進部 管掌 ENEOSホールディングス株式会社 取締役 副社長執行役員 社長補佐
太内義明	監査役	ENEOSホールディングス株式会社 取締役 常勤監査等委員
西村伸吾	監査役	ENEOSホールディングス株式会社 取締役 常勤監査等委員

- (注) 1. 齊藤猛氏は、2022年2月10日付の取締役会において、同年4月1日付で代表取締役に選定され、就任しました。
2. 谷田部靖氏および宮田知秀氏は、2022年10月7日付の取締役会において、同年10月8日付で代表取締役に選定され、就任しました。
3. 杉森務氏は、2022年8月12日付で代表取締役および取締役に辞任しました。
4. 2023年4月1日付で、次のとおり取締役の担当を一部変更しました。

氏名	地位	担当および重要な兼職の状況
谷田部靖	代表取締役 副社長執行役員	社長補佐（秘書部・監査部・内部統制部・経営企画部・戦略投資部・カーボンニュートラル戦略部・経理部・財務部・インベスター・リレーションズ部・人事部・広報部・総務部・法務部・ビジネスプロセス改革部・海外事業開発部・バイオ燃料部・総代表） 秘書部・監査部 管掌

		<p>E N E O S ホールディングス株式会社 代表取締役 副社長執行役員 社長補佐（秘書部・監査部・内部統制部・経営企画部・戦略投資部・カーボンニュートラル戦略部・経理部・財務部・インベスター・リレーションズ部・人事部・広報部・総務部・法務部） 秘書部・監査部 管掌</p>
宮田知秀	代表取締役 副社長執行役員	<p>社長補佐（製造部・工務部・技術計画部・水素事業推進部・水素事業技術部・潤滑油カンパニー・中央技術研究所・製油所・製造所・特命プロジェクト） 水素事業推進部・水素事業技術部 管掌</p>
椎名秀樹	取締役 副社長執行役員 C D O	<p>E N E O S ホールディングス株式会社 代表取締役 副社長執行役員 社長補佐 社長補佐（IT戦略部・危機管理部・調達戦略部・環境安全部・品質保証部・未来事業推進部・供給計画部・原油・製品トレーディング部・物流部・基礎化学品企画部・基礎化学品販売部・VPP事業部・機能材カンパニー） IT戦略部・VPP事業部 管掌</p>
井上啓太郎	取締役 副社長執行役員	<p>E N E O S ホールディングス株式会社 取締役 副社長執行役員 C D O 社長補佐（IT戦略部・危機管理部・調達戦略部・環境安全部・品質保証部・未来事業推進部） IT戦略部 管掌 社長補佐（販売企画部・リテールサポート部・広域販売部・産業エネルギー部・プラットフォーム事業部・EV事業推進部・リソース&パワーカンパニー・支店）</p>

		プラットフォーマー事業部・EV事業推進部 管掌 ENEOSホールディングス株式会社 取締役 副社長執行役員 社長補佐
--	--	--

4. 当社の会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合であって、株主総会における決議を経ないで直ちにその会計監査人を解任すべきと判断したときは、監査役全員の同意によってその会計監査人を解任することとします。

また、監査役は、会計監査人が次のいずれかに該当すると認めた場合であって、その会計監査人を解任すべきまたは再任すべきではないと判断したときは、その会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定することとします。

ア. 会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合

イ. 法令違反による行政処分または日本公認会計士協会の定めるところによる処分を受けた場合

ウ. 会計監査の適正化および効率化を図ることが妥当であると判断した場合

5. 当社の内部統制システムの整備についての決議の内容および当該体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システムの整備についての決議の内容

当社の会社法第362条第4項第6号に規定する体制（内部統制システム）の整備についての決議の内容は、次のとおりです。

当社は、ENEOSグループにおけるエネルギー事業等を担う中心的な事業会社として、「ENEOSグループ理念」および「ENEOSグループ行動基準」を踏まえ、ESG（環境・社会・ガバナンス）経営の重要性を認識し、以下の基本方針に基づいて、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、これを運用する。また、内部統制システムの整備・運用状況を定期的に確認することとし、不備があった場合はこれに適切に対応し、さらに、必要に応じてこの基本方針を見直し、もって、内部統制の実効性の確保および不断の改善に努めるものとする。

1. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 国内外を問わず、公正な企業活動を展開し、社会的信頼を向上させるべく、コンプライアンスを徹底するための規程類を適切に整備・運用し、職務上のあらゆる場面において、法令、定款および規程類を遵守する。また、「コンプライアンス規程」その他の規程類に基づく各コンプライアンス活動を体系的かつ計画的に実行し、法令違反行為等の発生防止のために適切な措置を講じる。
- (2) 法令違反行為等の早期発見および早期是正を図るとともに、法令違反行為等の通報者を適切に保護するために、「コンプライアンスホットライン規程」およびENEOSホールディングス株式会社（以下「ENEOS HD」という。）の「ENEOSグループ内部通報制度基本規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。また、内部通報制度の利用その他の適正な方法によって会社に報告した者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を「コンプライアンスホットライン規程」その他の規程類に明記するなど、必要な体制を適切に整備・運用する。
- (3) 取締役会の適正な運営を図るため、「取締役会規則」および「取締役会付議基準」の定めに従い、取締役会を原則として毎月1回開催し、十分な審議を経て重要な業務執行を決定するとともに、取締役から適切に職務の執行状況につき

報告を受ける。

- (4) 内部監査を担う監査部を設置し、各部門から独立した監査を実施する。
- (5) 反社会的勢力との関係を遮断し、企業活動における反社会的勢力の介入を防止するため、「反社会的勢力対応基本規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。

2. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 職務の執行は原則として文書によることとし、各職制の決裁書類その他の文書の作成・管理等を適切に行うため、「文書規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。
- (2) 法令に基づき取締役会議事録を適正に作成する。
- (3) 会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、機密情報および個人情報を適切に取り扱うとともに、外部からの脅威に対してITシステムを保護するため、「ENEOSグループ情報セキュリティ基本規程」および「個人情報保護要領」その他の規程類を適切に整備・運用する。また、社内研修などの機会を通じ、従業員に対して、その遵守を徹底する。
- (4) 会社法に基づき、事業報告および計算書類を適正に作成する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 取締役会および経営会議において、多額の投資等の重要案件を付議するに当たっては、想定されるリスクを抽出のうえ、当該リスクへの対処方針を明確にする。また、必要に応じ、法務・会計・税務等の外部アドバイザーを起用して、その意見を徴することとする。
- (2) 経済・金融情勢の激変、原油その他資源価格および為替の大幅な変動、大地

震の発生、気候変動等、事業活動に影響を及ぼす各種リスクを適切に識別・分析し、これに対応するため、「リスクマネジメント規程」、「デリバティブ取引等実施・管理規程」、「災害対策基本規程」、「安全保障貿易管理規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。

(3) 各部門において、組織目的の達成を阻害するリスクに対応するための内部統制を推進することとし、このために必要な体制および規程類を整備・運用する。

(4) 事業において、安全確保、環境保全および健康の確保を図るとともに、人権尊重、人材育成等の施策に取り組むこととし、このために必要な体制および規程類を整備・運用する。

(5) 経営に重大な影響を及ぼす危機・緊急事態が発生した場合に備え、これらの情報を適切に伝達・管理し、損害の発生・拡大を防止するため、「危機・緊急事態対応規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。

4. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 「組織規程」および「権限規程」において機構、職制、業務分掌ならびに職能別・職制別の決裁事項および決裁権限を定め、効率的に職務を執行する。

(2) 社長決裁事項については、その協議機関として経営会議を設置のうえ、原則として経営会議にこれを付議し、経営陣による集団的な検討・討議を経て、適正かつ効率的な意思決定を行う。

(3) 取締役会決議事項については、原則として事前に社長決裁を経るものとする。

(4) ENEOS HDの定める長期ビジョンに沿って、中期経営計画において向こう3年間の経営計画を定める。また、予算制度・目標管理制度などの経営管理制度を整備・運用する。

(5) 適切な情報管理、業務の標準化・効率化および内部統制の強化等の観点から、

最適な I T システムを構築し、運用する。

5. 親会社および子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「ENEOS グループ理念」および「ENEOS グループ行動基準」については、ENEOS グループ共通の理念・行動基準として、当社および当社グループ会社において、その浸透・徹底を図る。
- (2) エネルギー事業を中心に据えた ENEOS グループの運営体制を確立するため、ENEOS HD と当社の経営陣が極力兼任するとともに、両社の経営会議および管理部門を一体的に運営する。
- (3) 当社グループ会社の業務執行案件のうち、当社の取締役会および経営会議において決議もしくは決裁または報告すべき案件については、当社の「取締役会規則」、「取締役会付議基準」および「グループ会社運営規程」においてこれを定め、この定めに従い当社の取締役会および経営会議において適正に決議もしくは決裁または報告する。また、当社および当社グループ会社の業務執行案件のうち、ENEOS HD の取締役会および経営会議において決議もしくは決裁または報告すべき案件については、ENEOS HD の「取締役会規則」および「権限規程」の定めに従い、ENEOS HD の取締役会および経営会議において適正に決議もしくは決裁または報告する。
- (4) ENEOS HD、当社を含む ENEOS グループ会社の主な役割等、ENEOS グループの運営に関する基本的事項については、ENEOS HD が「ENEOS HD グループ運営規程」において定める。当社および当社グループ会社は、「ENEOS グループ運営規程」その他の ENEOS HD の規程類のうち、当社および当社グループ会社に適用があるものについて、これを遵守する。
- (5) ENEOS グループの内部統制に関する制度（コンプライアンスに関する制

度、財務報告の信頼性の確保に関する制度およびITによる内部統制に関する制度を含む)について、当社および当社グループ会社の各事業特性を勘案しつつ、当社および当社グループ会社を包含したものとしてこれを適切に整備・運用する。

- (6) 当社およびENEOS HDの経営会議において、当社および当社グループ会社の内部統制システムの整備・運用状況を確認することにより、当社および当社グループ会社におけるコンプライアンス体制、リスク管理体制、効率的な業務執行体制その他の内部統制システムを適切に整備・運用する。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が定めた監査基準および監査計画を尊重し、監査役が監査を円滑に遂行できるよう、監査環境の整備に協力する。
- (2) 監査役が取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるように必要な措置を講ずるほか、監査役の求める事項について、当社および当社グループ会社が適切に報告をするための体制を整備・運用する。
- (3) 当社および当社グループ会社において、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等を発見したときに、直ちに監査役に当該事実等を報告するため、「危機・緊急事態対応規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。また、当社グループ会社の監査役等が、監査結果等、監査役が求める事項について報告するための体制を整備・運用する。
- (4) 監査役へ報告した者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないようにするため、「コンプライアンスホットライン規程」その他の規程類を適切に整備・運用する。
- (5) 代表取締役その他の経営陣が監査役と定期的に会合をもち、経営課題等に関して意見交換を行う。

- (6) 内部監査を担う監査部が監査役と緊密な連携を保つよう努める。
- (7) 執行部門から独立した組織として、監査事務室を設置し、専任の従業員が監査役の職務を補助する。また、監査役の当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、当該従業員の評価、異動等の人事処遇は、監査役との事前の協議を経て、これを決定する。
- (8) 監査役の職務の執行にかかる費用または債務については、監査役からの請求に基づき、当社が適切にこれを負担する。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社における内部統制システムの運用状況の概要は、次のとおりです。当社は、当社および当社グループの内部統制システムの運用状況につき、経営会議においてモニタリングを行い、取締役会（2023年4月19日開催）に報告しました。

1. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス規程」に基づき、内部統制の自己点検と連動した規程類の整備や遵法状況点検を行い、その活動の状況および結果について、ENEOSグループ内部統制・コンプライアンス委員会および経営会議において確認しています。当期においては、不備の再発を防止するための点検に引き続き取り組むとともに、ITを利用した内部統制活動の範囲を拡大するなど、自律的かつ効率的な内部統制・コンプライアンス活動の向上に努めました。
- (2) 「コンプライアンスホットライン規程」に基づき、弁護士と連携した内部通報制度を整備・運用しています。当該規程において、通報者が報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないための体制を整備・運用しています。
- (3) 「取締役会規則」に基づき、当期は16回の取締役会を開催し、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行状況の報告を受けています。

- (4) 監査部は、監査計画を策定し、同計画に基づき内部監査を実施するとともに、経営の指示を受けて、特定のテーマに関する内部監査を臨機に遂行しています。当期においては、ITを活用した一層効率的な監査を実施するため、新たに監査業務支援システムを導入しました。
- (5) 「ENEOSグループ反社会的勢力対応基本規程」に基づき、反社会的勢力との関係遮断のための取引先調査および契約上の措置等を実施しています。

2. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 文書の作成、管理等について定める「文書規程」に基づき、原則として文書により職務を執行し、職制別の決裁書類を作成して、これらを適切に保存・管理しています。当期においては、業務執行の一層のスピードアップと文書管理における内部統制の確保を両立させるため、新たな電子決裁システム（デジタルワークフロー）を導入しました。
- (2) 法令に基づき取締役会議事録を作成するとともに、「文書規程」に基づき職制別の決裁書類を作成し、これらを適切に保存・管理しています。
- (3) 「ENEOSグループ情報セキュリティ基本規程」、「個人情報保護要領」等の規程類に基づき、機密情報および個人情報を含む会社情報を適切に管理しています。当期においては、改正個人情報保護法の施行を踏まえ、同法の遵守状況の点検および法令理解のための研修を行いました。
- (4) 会社法に基づき、事業報告および計算書類を適正に作成しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 重要な業務執行案件を取締役に付議するに当たっては、必要に応じ外部アドバイザーの意見を徴するとともに、想定されるリスクを抽出のうえ、当該リ

スクへの対処方針を明確にしています。

- (2) 「リスクマネジメント規程」に基づき、経営に関するリスクに的確に対応しているほか、デリバティブ取引等に関するルールを遵守するとともに、大地震発生時の事業継続計画の策定、気候変動が事業に及ぼす影響の分析と対策の実施など、各種リスクへの対応体制を整備・運用しています。
- (3) 「E N E O S グループ内部統制基本規程」等の規程類を制定し、当該規程に基づいて、各部門において、組織目的の達成を阻害するリスクに対応するための内部統制を推進しています。
- (4) 2040 年度にカーボンニュートラルを目指す「2040 年度環境ビジョン」および「2030 年度長期環境目標」に基づき、低炭素・循環型社会の実現を目指す活動に取り組んでいます。また、労働災害防止のための取組み、グループ従業員の健康増進のための施策ほか、人権尊重を浸透させるための研修等に計画的に取り組んでいます。さらに、従業員一人ひとりの能力向上を目的に、様々な教育研修を実施しています。当期においては、サプライチェーンにおける人権に一層配慮するため、内容を更新したCSR調達アンケートを実施し、取引先のリスク評価を行いました。
- (5) 当社または当社グループの経営に影響を及ぼすような天災・事故等の危機・緊急事態が発生した場合に備えて「危機・緊急事態対応規程」を制定するとともに、当該危機・緊急事態の発生を想定した訓練を実施し、その結果を検証しています。当期においては、新型コロナウイルス感染症対策本部のもと、引き続き、グループ従業員の感染防止および事業継続のための施策の遂行に万全を期しました。

4. 取締役および使用人（従業員）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「ENEOS組織規程」および「ENEOS権限規程」において定められた機構、職制、業務分掌ならびに職能別・職制別の決裁事項および決裁権限に基づき、職務を執行しています。
- (2) 社長決裁に当たっては、経営陣による集団的な検討・討議を経て、適正かつ効率的な意思決定を行うべく、その協議機関である経営会議を開催しています。
- (3) 取締役会決議事項については、原則として、事前に社長決裁を経ています。
- (4) 長期ビジョンに沿って、中期経営計画を策定し、経営会議および取締役会において報告しています。また、年度予算を定め、経営会議および取締役会において、その進捗状況を確認しています。
- (5) 適切な情報管理、業務の標準化・効率化および内部統制の強化等を目的として、前期に運用を開始したERPシステムの安定的な稼働およびさらなる活用に努めました。

5. 親会社および子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「ENEOSグループ理念」および「ENEOSグループ行動基準」の浸透・徹底を図るため、社内研修等を継続的に実施しています。
- (2) ENEOS HDの経営陣と当社の経営陣とが兼務し、両社の経営会議および管理部門を一体的かつ効率的に運営しています。
- (3) 当社グループ会社の重要な業務執行案件については、当社の「取締役会規則」および「グループ会社運営規程」の定めに従い、当社の取締役会および経営会議において適正に決議もしくは決裁または報告しています。また、当社および当社グループ会社の重要な業務執行案件については、ENEOS HDの「取締役会規則」および「権限規程」の定めに従い、同社の取締役会および経営会議において適正に決議もしくは決裁または報告しています。

- (4) 当社および当社グループ会社は、「ENEOSグループ運営規程」その他のENEOS HDの規程類のうち、当社および当社グループ会社に適用があるものについて、業務を遂行するにあたってこれらを適切に認識し、遵守しています。
- (5) 当社グループの内部統制システムについては、当社および当社グループ各社の事業特性を勘案しつつ、当社および当社グループ各社を包含した整合性あるものとなるよう、コンプライアンスおよび財務報告の信頼性確保に関する制度を含め、適切にこれらを整備・運用しています。当期においては、「ENEOSグループ内部統制基本規程」に基づき、当社の重要な子会社等に対し、前期に引き続き、組織目的の達成を阻害するリスクに対応するための内部統制の仕組みの導入を支援し、当期末までにその導入を完了させました。
- (6) 当社および当社グループにおける内部統制システムの整備・運用状況について毎年調査を実施し、その結果について、当社およびENEOS HDの経営会議において報告するとともに、必要に応じて改善を図っています。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が定めた監査基準および監査計画を尊重し、監査環境の整備に協力しています。
- (2) 監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べており、監査役の求める事項については、適切に報告しています。
- (3) 「危機・緊急事態対応規程」等に基づき、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実等は、直ちに監査役に報告しています。また、内部通報制度の運用状況、事件・事故・訴訟の状況等、監査役が求める事項について、グループ会社分も含めて報告する体制を整備し、定期的に、また随時に、監査等委員会に報告するようにしています。

- (4) 監査役へ報告した者が不利な取扱いを受けないようにしています。
- (5) 監査役が代表取締役その他の経営陣と経営課題等に関する意見交換を行うべく、定期的な会合をもっています。
- (6) 内部監査部門からの監査計画および監査の実施状況の報告等を通じて、監査役が当社の経営に関する情報を適切に把握できる環境を整備しています。
- (7) 監査事務室を設置し、監査役の職務を補助するための専任の従業員が監査役の指示のもと業務を遂行するとともに、当該従業員の評価、異動等の人事処遇については、監査役と事前協議のうえ、これを決定しています。
- (8) 監査役の職務の執行にかかる費用または債務について、監査役からの請求に基づき、これを負担しています。

以 上

~~~~~

(注) 本事業報告中に記載の数値については、表示桁未満の端数を四捨五入して表示しています。

第 208 期

事 業 報 告 附 属 明 細 書

〔 自 2022 年 4 月 1 日  
至 2023 年 3 月 31 日 〕

E N E O S 株 式 会 社

取締役および監査役の重要な兼職の状況の明細は、事業報告 3. に記載のとおりであります。

以 上

## 監 査 報 告 書

私たち監査役は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第208期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法と内容

各監査役は、監査役協議会規則および監査役監査基準に準拠し、監査の方針および計画に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社の主要事業所等において業務および財産の状況を調査しました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類およびその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実

認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、代表取締役1名が辞任に至った件については、監査役として、その後の再発防止の取組みについて確認しており、引き続き当該取組みが着実に実行されるよう注視してまいります。

④ 事業報告に記載されている親会社との取引につき、利益相反関係にはないとした記載は相当であると認めます。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

ENEOS株式会社

常 勤 監 査 役 太 内 義 明



常 勤 監 査 役 西 村 伸 吾



# 独立監査人の監査報告書

2023年5月16日

E N E O S 株式会社

取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

湯川 喜雄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

小村 徹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士

吉岡 浩二

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ENEOS株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第208期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上